

パーキングエリアネーミングライツ導入ガイドライン

令和 8 年 2 月 27 日

愛知道路コンセッション株式会社

1 パーキングエリアネーミングライツの概要

パーキングエリアネーミングライツ（以下「PA ネーミングライツ」という。）とは、パーキングエリアに名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（以下「パートナーメリット」という。）をいいます。

愛知道路コンセッション株式会社（以下「ARC」という。）は、愛知県道路公社（以下「公社」という。）が平成 28 年より実施している「愛知県有料道路運営等事業」※1（以下「本事業」という。）において、その事業者に選定され公共施設等の運営権を付与されています。

ARC では、その運営権を付与された下表の対象施設に企業名（企業ロゴ、マークを含むがキャラクターは不可）、商品ブランド名等を冠した愛称を命名する PA ネーミングライツを付与することにより対価を得、新たな運営管理費の確保策の一環とします。

この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、正式な名称を変更するものではありません。

付帯する権利とは、ウェブページ、広報チラシ等の媒体を用いて当該愛称を周知・広報する権利等のメリットをいい、その内容は、対象施設の性格等に応じて、それぞれの契約で定めることとします。

PA ネーミングライツの付与は、対象施設の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、PA ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとしてします。

※1 公社が道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき料金徴収等を行う公社管理道路について、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づく認定を受けて、特措法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、料金徴収を含む管理運営権を民間事業者を設定するものです。

対象施設

下記付属する施設
大府パーキングエリア（上り）（以下「大府 PA（上り）」という。）
大府パーキングエリア（下り）（以下「大府 PA（下り）」という。）
阿久比パーキングエリア（下り）（以下「阿久比 PA（下り）」という。）

2 PA ネーミングライツの効果

PA ネーミングライツを取得した者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）にとっては、次の効果が見込まれます。

- (1) 愛称が、ARC の行う周知・広報活動、マス・メディアによる報道等を通じて多くの方々の目に触れることにより、企業名や商品ブランド名等の宣伝効果が期待できます。
- (2) PA ネーミングライツ料は、ARC の運営管理費となり、対象施設の利用者へのサービス向上策に使われますので、ネーミングライツパートナーとなることで、CSR（企業の社会的責任）が高まります。

3 ネーミングライツパートナー

ネーミングライツパートナーは法人とします。

なお、以下に掲げる者はネーミングライツパートナーになることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
 - (2) 愛知県から指名停止措置を受けているもの
 - (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税を滞納しているもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するもの
 - (5) 消費者金融及び高利貸しに係るもの
 - (6) たばこに係るもの
 - (7) ギャンブル（公的機関が行うものを除く。）に係るもの
 - (8) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中のもの
 - (10) 社会上の問題となっているものに係るもの
 - (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
 - (12) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (13) その他、PA ネーミングライツを取得することが適当でないとして ARC が認めるもの
- なお、上記以外にも、パーキングエリアの性格、利用者からの意見等により、応募資格を制限する場合があります。

4 愛称

PA ネーミングライツにより命名される愛称は、対象施設の利用者等の理解が得られるものとし、以下のものを含まない内容とします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
 - (6) 事実と異なるもの
 - (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
 - (8) 責任の所在が不明確であるもの
 - (9) 内容が不明確であるもの
 - (10) 個人の氏名を広告するもの
 - (11) 比較広告
 - (12) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
 - (13) 上記に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの
- なお、上記以外にも、対象施設の性格、利用者等からの意見、呼びやすさ等により、愛称の内容を制限する場合があります。

5 パートナーメリット

ネーミングライツパートナーには、対象施設の愛称を命名する権利以外に、対象施設の状況に応じて設定した各種メリットを付与します。

- (1) 対象施設の名称看板及び対象施設が掲載された案内図等の書換え（経費はネーミングライツパートナーの負担）、対象施設が掲載された ARC 作成パンフレット等の記載変更（経費の負担は ARC と協議）
- (2) ARC によるイベント開催時の周知活動、報道機関への情報提供、ウェブページでの広報等による愛称の使用
- (3) ネーミングライツパートナーは PA ネーミングライツを取得した広報活動を行うことができるものとします（経費はネーミングライツパートナーの負担）。なお、実施にあたっては ARC へ事前に実施計画書を提出し、ARC の承諾を得るものとします。

6 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、対象施設を運営管理するのに要する経費、対象施設の規模、利用者数、類似施設との比較、メディアへの露出度、市場動向等を総合的に判断して、対象施設ごとに希望価格を設定します。

7 契約期間

PA ネーミングライツの契約期間は、ARC が管理する期間内とし対象施設の整備目的や性格、利用形態及び利用者等の利便性を考慮したうえ、原則契約締結時より3年以上と

し、更新時においては1年更新とします

8 命名条件等

- (1) 命名とは企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名するものとします。
- (2) 愛称の末尾の標示は「大府PA」「阿久比PA」を必須とし、呼称は「○○PA」または「○○パーキングエリア」とします。会社の種類（株式会社、有限会社等）は標示できません。
- (3) ネーミングライツパートナーはPA内の愛称標示位置図に指定した1箇所の新設看板に愛称を標示することができます。なお、新設看板は道路付属物とします。
- (4) 新設看板は建物への付属とします。また、具体的な設置場所は募集手続き前にARC、公社による協議により決定することとします。
- (5) 文字の仕様
 - ① ネーミングライツパートナーから提案された愛称（文字のフォント、文字色、ロゴ（シンボルマーク・ロゴタイプ※2））は、市町独自の屋外広告物条例等を定めている市町内では別途市町に表示できる内容を確認します。

なお、標示内容についてはパーキングエリアにおいて1デザインとします。
 - ② 新設看板に標示する文字及びロゴ（シンボルマーク・ロゴタイプ）の大きさは原則として同じとし、配置、書体等については対象施設とのバランスを損なわないものとします。色については鮮やか過ぎない落ち着いた色とし蛍光色、反射性のある色等は使用できません。

また、ロゴ（シンボルマーク・ロゴタイプ）を使用される際については、当該申込みをしたネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。
- (6) 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

※2 シンボルマークとは、企業の理念、製品の特長、店舗なら業態などを図で表した
もの。ロゴタイプとは、社名や商品名、ブランド名を装飾した文字の部分。

9 募集手続

- (1) ネーミングライツパートナーの募集は、原則、公募とします。

応募は、ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人以外に、当該法人の依頼を受けて代理業務を行う広告代理店も可とします。

ただし、PAネーミングライツ契約更新対象施設においては現ネーミングライツパートナーと協議し、交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替えることとします。
- (2) 募集期間は、原則30日以上とし、募集要項を作成して配布するとともに、ARCウェブページ、報道機関への情報提供等を通じて、広く周知します。

- (3) 募集に当たっては、必要に応じて現地説明会、質問の受付、関係資料の縦覧を行い、対象施設の利用状況や現況をわかりやすく公表します。
- (4) ネーミングライツパートナーの選定は、ARC 社内に道路施設ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）を設置して行うものとします。

審査会では、提示価格、愛称の内容等について総合的な評価を行い、順位を付し、優先交渉権者を決定します。

なお、審査会は非公開とします。委員は ARC・公社の役職員で構成されます。
- (5) 標示内容については ARC 及び公社が交通管理者及び屋外広告物を所管する市町と協議をしたうえで、交通の安全や景観施策等を考慮して、必要に応じ、デザインの変更を求めるとします。
- (6) ARC 及び公社は、優先交渉権者と契約条件の細目について協議し、三者が合意に至った時点で ARC と優先交渉権者との間でネーミングライツパートナー契約を締結します。

ただし、ARC 及び公社が、合意の可能性がないと判断した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、第2順位者との協議に入るものとします。
- (7) 契約に至らなかった場合の応募・提案内容については、審査以外の目的で使用することはありません。
- (8) ネーミングライツパートナーが決定した場合には、ARC ウェブページ、報道機関への情報提供等を通じて、当該パートナーの社名、施設の愛称などを広く公表します。
- (9) ARC 及び公社は対象施設に係る広報を行う場合には、原則、当該愛称を用いることとし、積極的にネーミングライツパートナーの周知・広報に努めます。
- (10) 募集手続きは、ARC が事務局として行うものとします。

10 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが第3各号に掲げる者に該当する、又は該当することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により ARC 及び対象施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、ARC は契約を取り消し又は解除することがあります。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

また、毎年度支払いされたネーミングライツ料は返還しません。

11 その他

- (1) 道路本線上にある PA 案内標識は PA ネーミングライツ対象外とします。
- (2) 公社が道路運営上、特に必要が生じた場合において愛称を標示した看板の移設・撤

制定：令和7年3月28日

改訂：令和8年2月27日

去を求めることがあります。この場合に要する費用は全てネーミングライツパートナーの負担とします。

12 施行時期

このガイドラインは、令和8年2月27日から施行します。